

令和3年度神戸市環境教育・学習イベント「こうべエコちゃれゼミ」  
企画運営業務に係る公募要領

**1 趣旨・目的**

神戸市では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが日頃より環境に配慮した暮らしを心がけることが重要であると考えている。そのため、幼児期から継続して環境問題に触れられる環境教育・学習の機会を積極的に提供している。

この度、令和3年度環境教育・学習事業の一環として、小学生と保護者を対象とした「こうべエコちゃれゼミ」を実施することとし、これに係る企画運営業務の受託者を募集する。

当該イベントにより、参加者が身近な生活の中から様々な環境との関わりを実感し、一人ひとりが環境に優しい行動へつなげていけるよう、企画運営にあたっては、多様な主体と連携し、これまでの実施例にとらわれない新たな視点や独創性のある環境教育・学習事業の提案を募集する。

**2 件名**

令和3年度神戸市環境教育・学習イベント「こうべエコちゃれゼミ」企画運営業務

**3 委託期間**

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

**4 委託予定価格**

上限 金 3,400,000 円（消費税含む）

- ・ただし、本公募は、令和3年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や業務費を変更し、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。
- ・委託料は、受託者からの請求書の提出を受け四半期毎に概算で支払い、履行完了報告後に精算を行う。

**5 業務内容 別添 仕様書のとおり**

**6 参加者の資格要件**

神戸市環境教育・学習イベント「こうべエコちゃれゼミ」企画運営業務（以下、「業務」という。）を行う上でふさわしい信用力、資力、経営力及び企画力等を備えており、次に掲げる資格要件をすべて満たしている法人や団体（以下、「団体」という）であること又は契約時までにはそれらの団体となる見込みがあることを応募者の条件とし、1社につき1件の応募とする。但し、協力事務所として応募する場合のみ、重複可とする。

なお、要件を満たさない場合は、応募を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 納期が到来している国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）及び神戸市税に滞納（未申告も含む）がないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 応募しようとする日から過去 1 年以内に、神戸市の指定管理者として、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- (9) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (10) 神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせができる体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること
- (11) 令和 2・3 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくはそれと同等の要件を満たすこと。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合は以下の書類を参加申込書、又は応募書類提出時にあわせて提出すること。
  - ・法人登記簿謄本
  - ・直近 1 年分の法人税（又は所得税）・消費税の納税証明書 [その 3 の 3 又はその 3 の 2]
  - ・神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書 [様式第 2 号－1 又は様式第 2 号－2]
- (12) 神戸市内で、小学生を対象とした環境教育・学習事業の企画運営に携わった実績を有すること。
- (13) 共同企業体（以下、「JV」という）で参加しようとする場合は、業務分担率が最も大きいものを代表事業者とし、代表事業者は上記（1）から（11）までの条件を、JV を構成するその他の事業者は上記（1）から（9）までの条件を満たすこと。代表事業者又は、JV を構成するその他事業者のうち 1 社以上が上記（12）を満たすこと。

## 7 委託候補先の選定スケジュール（予定）

内 容	時 期
「公募要領」の配布開始日	令和 2 年 12 月 10 日（木）から
「参加申込書」等の提出期限	令和 2 年 12 月 23 日（水）午後 5 時まで（必着）
「質問書」の提出期限	令和 2 年 12 月 23 日（水）午後 5 時まで（必着）
「質問書」への回答	令和 3 年 1 月 6 日（水）
「応募書類」の提出期限	令和 3 年 1 月 28 日（木）午後 5 時まで（必着）
企画提案審査会の開催	令和 3 年 2 月中 ※詳細は別途、応募者に通知
選定結果の通知・公表	令和 3 年 2 月中 ※別途企画提案審査会出席者に通知

## 8 公募要領の配布

- (1) 配布開始：令和 2 年 12 月 10 日（木）から
- (2) 掲載場所：神戸市ウェブサイト  
「令和 3 年度 こうべエコちゃれゼミ企画運営業務受託者の公募について」

URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/a36643/press/918366202228.html>

※紙文書による配布は行いませんのでご了承ください。

## 9 参加申込書等の提出

提出期限：令和2年12月23日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局環境政策課地域環境政策係

（〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST3 階）

提出方法：下記提出書類を郵送，E-mail（[kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp)）のいずれかにより提出すること。

※持参による場合は，事前に連絡すること。

※持参による場合は，神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午，午後1時～午後5時

※郵送・宅配する場合は，提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

提出書類：（1）令和3年度こうべエコちゃれゼミ企画運営業務に係る委託事業者の公募に関する参加申込書 [様式第1号]

※JV の場合は，令和3年度こうべエコちゃれゼミ企画運営業務に係る委託事業者の公募に関する共同事業体参加申込書 [様式第1号-2] も提出すること。

（2）令和2・3年度神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し

※なお，令和2・3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有していない者は，上記入札参加認定通知書の写しに代わり，以下の書類を提出すること。

①直近1年分の法人税・消費税の納税証明書 [その3の3又はその3の2]

②神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書 [様式第2号-1又は様式第2号-2]

## 10 質問書の受付及び回答

### （1）質問書の受付

提出期限：令和2年12月23日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局環境政策課地域環境政策係

（〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST3 階）

提出方法：令和3年度こうべエコちゃれゼミ企画運営業務に係る委託事業者の公募に関する質問書 [様式第3号] を持参，郵送，E-mail（[kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp)）により提出すること。なお，口頭による質問は一切受け付けない。

### （2）質問書への回答

回答日：令和2年1月6日（水）

回答方法：E-mail 又は FAX により，全参加申込団体へ送付する。

※質問書への回答は，本公募要領記載事項の追加又は修正とみなす。

## 11 応募書類

（1）令和3年度こうべエコちゃれゼミ企画運営業務に係る委託事業者の公募に関する提出書 [様式第4号]

## (2) 企画提案書

以下のすべての項目について、必ず記載・添付し、A4サイズ・横書きで作成すること。記載のない場合は無効になる場合がある。

ア 提案概要：事業実施にあたる基本方針（目的）、実施体制、安全管理

イ 令和3年度神戸市環境教育・学習イベント「こうべエコちやれゼミ」の企画運営内容

- ・別添仕様書に基づくプログラム【別表1・2】を企画提案すること。
- ・企画提案を行う全プログラムについて、それぞれ以下の①～⑨までの項目を明記すること。
  - ① イベント名（プログラム名）
  - ② ねらい（企画を通して参加者に伝えたいこと、参加者が発見・体感できること。）
  - ③ 開催時期
  - ④ 開催時間
  - ⑤ 開催場所
  - ⑥ 開催内容
  - ⑦ 講師、協力団体予定等
  - ⑧ 当日の運営、安全対策等のスタッフ体制
  - ⑨ 参加者に配布する講義資料の構成案（WEB講座については、画面に映す資料）
- ・提案に際し、他団体や事業者等との連携に努めること。なお、講師や関係団体については、調整可能な者のみを記載し、候補者選定理由を明記すること。また、候補者、候補団体は複数挙げてもよい。

(3) 見積書（内訳を記載。様式は自由）

(4) 法人等の概要説明書（パンフレット、定款、組織図等。様式は自由）

(5) 法人等の令和元年度事業報告書、令和2年度事業計画書（様式は自由）

(6) 法人等の令和元年度決算書、令和2年度予算書（様式は自由）

(7) 誓約書〔様式第5号〕

(8) 法人登記簿謄本（令和2・3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合のみ）

## 1.2 留意事項

(1) 企画提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。

(2) 企画提案内容は、受託候補者確定後、市との契約締結に向けた仕様書等の事前協議によって決定する。なお、より環境学習効果が高い事業となるよう、提案内容の見直しを行う場合がある。

(3) 見積書は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算して記載すること。

(4) 応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- ・本公募要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合。

## 1.3 提出部数

上記「11 応募書類」の(1)～(8)について正本1部、(1)～(6)について正本の写し9部。

正本については応募者の所在地・団体名・代表者名・提出日・担当者連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を明記し、代表者印を押印すること。なお写しについては、代表者印の押印は不要とする。

#### 1.4 応募書類の提出期限

提出期限：令和3年1月28日（木）午後5時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局環境政策課（神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST3階）

提出方法：持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

※持参による場合は、事前に連絡すること。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### 1.5 応募書類の無効

以下のいずれかに該当する応募書類は無効とする。

- (1) 応募書類中に、所定の箇所に記名、押印がないとき。
- (2) 応募書類中に、神戸市の指定した内容が記されていないとき。
- (3) 1団体で応募書類を2通以上提出したとき。
- (4) 予定価格（上限額）を超えた見積書を提出したとき。
- (5) 資格要件を満たさない者が応募書類を提出したとき。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、本公募要領において特に指定した事項に違反したとき。

#### 1.6 委託候補者の選定方法

- (1) 応募書類の記載事項等について書類審査を行い、参加資格を満たす応募者に対して、令和3年2月中に開催予定の企画提案審査会への出席等について、令和3年2月3日（水）までにE-mail又は郵送にて通知する。なお、参加資格を満たさない応募者については、その旨を通知する。
- (2) 通知を受けた応募者は、企画提案審査会において、審査項目順に企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。
- (3) 応募者からの内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、説明参加人数は、各団体3名以内とする。
- (3) 説明時間は1団体につき20分以内（機材設定時間を含む。）とし、審査員からの質疑時間は10分程度とする。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更を依頼する場合がある。
- (4) パーソナルコンピュータ、プロジェクター、スクリーン、ポインターは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合は、それを用意すること。
- (5) 審査は、応募書類の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果から、審査員が評価表に基づき採点する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、企画提案審査会をオンラインで開催する。その場合、使用するパーソナルコンピュータ等の機材は応募者が用意すること。なお、使用するソフトはZoom等を想定しているが、会議開催方法については、後日通知する。  
※通知日は、上記1.6（1）に準じる。
- (7) 審査は、応募書類の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果から、審査員が評価表に基づき採点する。
- (8) 企画提案審査会の審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	内容
1. 応募者に関する項目 (30 点)	
(1) 趣旨・目的等の理解及び合致度 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の理念・方針は、神戸市の環境施策に合致しているか。</li> <li>・当該業務の趣旨・目的を十分理解した上での提案となっているか。</li> </ul>
(2) 業務遂行能力 (15 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を確実に遂行できる組織体制であり、コロナ対策を含む安全管理に万全を期した適切な人員配置が行えているか。</li> <li>・業務遂行にあたり、関係団体等との適切な協力体制を確保できているか。</li> </ul>
(3) 類似業務実績 (5 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に、市の環境教育・学習事業の企画・運営等に従事した実績を有し、一定の効果を上げているか。</li> </ul>
2. 企画・運営に関する項目 (60 点)	
(1) 共通事項 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な時期に実現可能なスケジュールとなっているか。 例)適切な時期→委託期間内において、集客に適した時期(夏休み期間)等 実現可能なスケジュール→委託期間内において、一定の準備期間を設けた無理のないスケジュール</li> </ul>
(2) 市指定プログラム (対面型講座) (15 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生が理解し、関心を持てるような魅力的な内容及びプログラム名となっているか。</li> <li>・市が指定した条件を満たした企画内容となっているか。</li> <li>・各プログラムの講義資料は、当該業務の趣旨及び各プログラムに設定した“ねらい”を踏襲しつつ、小学生が理解しやすい内容・構成となっているか。</li> </ul>
(3) 受託事業者企画プログラム (対面型講座) (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生が理解し、関心を持てるような魅力的な内容及びプログラム名となっているか。</li> <li>・市が指定した条件を満たし、かつ新たな視点や独創性のある企画内容となっているか。</li> <li>・各プログラムの講義資料は、当該業務の趣旨及び各プログラムに設定した“ねらい”を踏襲しつつ、小学生が理解しやすい内容・構成となっているか。</li> </ul>
(4) WEB 講座 (15 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生と保護者が一緒に考えたり、見ていて飽きない工夫がある内容となっているか。</li> <li>・WEB 講座を確実に履行できる体制となっているか。</li> </ul>
3. 地元企業に関する加算 (5 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社又は本店を神戸市内に置く応募者であるか。</li> </ul>
4. 見積金額 (5 点)	
合 計 (100 点)	

- (9) 審査員全員の評価点を合計し、最も高い得点を得た者を委託候補者に選定する。ただし、応募者が1団体の場合は、上記審査項目による各審査員の合計点の平均が基準点(60点)以上であれば、委託候補者に選定する。
- (10) 選定した委託候補者が辞退等し、候補者がいなくなった場合は、次点の応募者を委託候補者とする。
- (11) 各審査員の評価点の合計が、最も高い得点を得た者が複数いた場合は、当該応募者のうち、「企画運営に関する項目」の点数が高い委託者を委託候補者に選定する。  
なお、点数が同点の場合は、審査委員長が決定する。
- (12) 審査の結果は、審査終了後、応募者宛に郵送で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 1.7 その他

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募団体の負担とする。
- (2) 応募者は、応募書類の提出をもって、公募要領の記載内容を承諾したものとする。
- (3) すべての応募書類は一切返却しない。なお、市は必要な範囲において、応募書類を複写する場合がある。
- (4) 応募書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第10条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となる。
- (5) 本業務については、市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を市と締結する。なお、特に個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 企画提案審査会への提出物及び委託業務の履行により作成された有体物及び無体物(以下「成果物」という。)の取り扱いについては、以下のとおりとする。
  - ① 成果物にかかる著作権、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、市に帰属し、参加者もしくは受託事業者(以下「参加者」という。)は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
  - ② 参加者は、市の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。本企画提案審査会終了後もしくは、委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
  - ③ 参加者は市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、参加者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又損害賠償を求められた場合、参加者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

## 1.8 参考

- ・令和2年度こうべエコちゃれゼミプログラム チラシ
- ・令和元年度こうべエコちゃれゼミプログラム チラシ
- ・神戸こどもエコチャレンジ21 倶楽部関連チラシ
- ・神戸市環境教育ウェブサイト  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a36643/kurashi/recycle/education/>

## 1.9 問合せ・書類等送付先

所属名：神戸市環境局環境政策課地域環境政策係

所在地：〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

電 話 : 078-595-6093

F A X : 078-595-6244

E-mail : [kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kankyojoho@office.city.kobe.lg.jp)

※受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）。